乗合バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和5年7月)

7月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	累積点数
1	旭川電気軌道株式会社（法人番号9450001000251） 代表者河西利記	北海道旭川市3条通18丁目左3号	共栄営業所	北海道旭川市東旭川町共栄128番地3	R5.07.05	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和5年6月16日、労働局からの通報等を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。（1）運転者に対する指導監督義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）	0	0
	以下余白									